

立村好司委員の質疑及び答弁

奥野委員長 立村委員。あなたの持ち時間は60分です。

立村委員 自民党議員会の立村です。

私は、初めに物価高対応、経済的支援について4点お伺いいたします。

まず、官公需の価格転嫁の取組についてお伺いいたします。

官公需とは、国や地方公共団体等が物品購入や役務の提供依頼、建設工事の発注を行うことを指しますが、地域経済を下支えする重要な役割を果たしています。中小企業庁による9月時点の調査結果によれば、官公需における直近6か月間の価格転嫁率は52.1%と低調であります。

こうした状況を受けてか、先般発表された国の総合経済対策において、物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底が掲げられ、その本文中の記載では「入札制度の適正な運用により受注企業の労務費、原材料費等のコスト增加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につなげることが重要であり、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の両制度の趣旨にのっとった対応を徹底する」とされています。

そこで本県の状況ですが、9月に公表された総務省による調査結果によれば、建設等の工事に係るもの以外の請負契約について、両制度のいずれも導入していないのは本県を含めて2県しかありません。総務省からは、制度導入の検討を求める通知がなされているところです。

こうした現状を踏まえた上で、お伺いいたします。

印刷物の作成や、庁舎等の清掃及び保守点検等の役務の提供を受ける請負契約について、最低制限価格制度または低入札価格調査制度を導入すべきと考えますが、新田知事の御所見をお伺いいたします。

新田知事 県では、これまで入札全般について県会計規則の規定に基づいて、取引の実勢価格や需給の状況などを考慮した適正な予定価格を設定し、適切に価格転嫁された契約となるよう努めてまいりました。

こうした中で、委員も言及されましたが、先般閣議決定された国の総合経済対策で、国及び地方公共団体において、工事契約以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度導入の拡大を図ることとされました。

本県では、これまで土木工事等の工事請負契約について、最低制限価格制度を導入しております。工事契約以外の請負契約については、現時点ではおっしゃるように導入しておりませんが、昨今の労務費や原材料費等の物価上昇などを踏まえた適切な価格転嫁が確保される環境を整えることは重要と考えております。

このため、国の総合経済対策の趣旨も踏まえて、本制度の他都道府県の導入状況も参考にし、印刷物の作成や庁舎等の清掃及び保守点検などの役務の提供を受ける請負契約についても、来年度からできるだけ早いタイミングで最低制限価格制度や低入札価格調査制度を導入することにしたいと考えます。

立村委員 両制度の導入につきましては、県印刷工業組合、県警備業協会、県ビルメンテナンス協会といった各種の関係団体から、自民党県連の政務調査会に要望があったところであります。

そこで、私も実態を調べたところ、先ほど申し上げましたように速やかに対応していただく必要があると考え、今回御提案させていただいたものです。前向きな御回答を頂きまして、関係者の方々も歓迎すると思います。御決断に感謝いたします。

さて、今ほどは官公需について御提案したところであります。民間における価格転嫁の状況ですが、先ほど御紹介した中小企業庁による9月時点の調査結果によれば本県の民間での価

格転嫁率は50.9%で全国33位と低調な傾向にあります。

先日の一般質問において、価格転嫁の推進に向けた取組について山室商工労働部長からは、パートナーシップ構築宣言の普及促進、そしてそれに加え、調査で訪問希望のあった企業へ直接赴いての個別ヒアや専門家による助言の実施、価格転嫁推進サポーター制度による支援、補正予算に計上されておられます。が、価格転嫁サポート補助金などを実施しており、今後も県内企業が適切な価格転嫁を実施できる環境づくりを進めていく旨の答弁があったところですが、民間に価格転嫁を求めるのであれば、まずは県自らがその模範を示すことが重要であると考えます。

そこで、県内企業のパートナーシップ構築宣言の作成、公表を促していくためにも、県も発注者として、自ら宣言を作成、公表してはいかがでしょうか。新潟県では、本年9月3日付で新潟県パートナーシップ構築宣言を公表されています。山室商工労働部長にお伺いいたします。

山室商工労働部長 県では、令和5年2月より県内経済5団体と連携しまして、パートナーシップ構築宣言の普及と建設的な交渉文化の醸成に努めてまいりました。その結果、県内の宣言企業数は令和5年当初の約5.8倍となる1,200社を超えて、土台が着実に形成されつつあると認識しております。

一方、本年9月の、委員から御指摘ありました中小企業庁調査によりますと、本県の価格転嫁率が50.9%、県独自調査でも36%にとどまったことは、サプライチェーン全体での理解促進と環境整備を一層進める必要があると考えております。

委員からご紹介いただきました新潟県のパートナーシップ構築宣言は、同宣言の登録企業数が新潟県において長らく伸び悩んできたことが背景にあり、県自らが方向性を示す意図があったとお聞きしております。

他方、本県では登録企業数が特に停滞しているという状況にはございませんで、まずは発注者自らが行動規範を明確化して組織内外へ徹底していくことが効果的であると考えております。

その上で、課題を抱える受注側企業に対しましては、価格転嫁推進サポーター制度によるプッシュ型支援、11月補正予算案に計上いたしました専門家派遣費用の初回無料化、コンサルティング費用を支援する価格転嫁サポート補助金など実効性ある手段を総動員して、価格転嫁を強力に後押ししてまいりたいと考えております。

立村委員 このパートナーシップ構築宣言は、取引条件のしわ寄せの防止などを目標とするもので、発注者側の立場で宣言するもので、企業の稼ぐ力といったものを要請するのに極めて効果が高い、有意義な取組であると考えています。

この件に関しては、今ほど部長からも御説明がありましたが、やはり官民挙げて普及を推進していくことが大事だと思いますので、今ほど御紹介があつたいろいろな事業を含めて、今後も普及が進むように御検討いただき、今後の取組に期待しております。

次に、県の奨学金返還助成制度についてお伺いします。

1年前の予算特別委員会でもお伺いしましたが、再度若者への経済的支援といった観点からも、制度対象の拡充を要望するものであります。

日本学生支援機構の調査によれば、何らかの奨学金を受給している割合は、大学の学部生で55%と半数を超えており、その割合は年々増加しているとのことです。

そして、昨今の物価高は大学生の生活にも深刻な影響を与えています。留学を断念したという話や、今から将来の奨学金の返済に備えアルバイト中心の生活を送る学生もいると聞いてお

ります。

本県の奨学金返還助成制度の現状、その対象者につきましては、理工系・薬学部生に限定すべきという県内企業等に対する調査結果を踏まえたものであるとのことです。他県の状況を見ると、今年度から福井県は大学1、2年生向けの早期枠を創設、福島県や鳥取県では、これまで助成制度の対象者を製造業等一部業種に限定していたところ、公務員を除く全業種に拡大するなど制度対象の拡充が進んでいます。

U I J ターンの促進という観点はもちろんですけれども、若者への経済的支援を手厚くするという観点からも、奨学金返還助成制度の対象者の拡充に取り組むべきと考えますが、改めて山室部長の御所見をお伺いいたします。

山室商工労働部長 本県の奨学金返還助成制度につきましては、基幹産業を支える理工系・薬学系人材の確保という極めて重要な目的の下構築をしてきた制度でございます。

平成28年度の創設以来、県内産業の中核を担う高度専門人材の就職を着実に後押しし、令和7年度春からは、県外大学からのU I J ターンに加えまして、県内大学の学生にも対象を広げ、制度の実効性を一段と高めてきたところでございます。

県内企業の声や県の調査でも、専門的・技術的職業の従事者や技能・技術系人材の不足感は突出しております。求人倍率を2倍を超える一方で、事務従事者では、1倍を下回るなど職種間のミスマッチが構造的な課題となっております。

このため、限られた政策資源を最も効果の見込まれる分野へ重点投下するという判断から、現行制度は理工系・薬学部生に対象を絞っているというものでございます。

委員御指摘のとおり、他県において対象拡大の動きが見られるることは承知しております。他方で、制度の目的や産業構造は各県で異なっております。若者の経済的支援を重視すべきと

いう御指摘は大変重要でございますけれども、その検討におきましては、福祉、教育など、幅広い政策体系との整合の下で、総合的に図られる必要があると考えております。

人材確保競争が一段と激化する中、幅広い学生から選ばれる富山となることは極めて重要でございます。県内企業の意見や人材市場の動向、他県の施策、そして委員から御提起いただいた視点を踏まえまして、本制度のより効果的な在り方について調査研究をしてまいりたいと考えております。

立村委員 今ほど部長からも紹介がありましたが、令和7年度に県内の学生も対象にされたということで、今、制度対象を拡充したばかりで、いましばらくこの状態で様子を見たいということもあるのかなと思います。

ただ、部長がおっしゃった倍率という意味では、確かに理工系の学生に比べて文系の学生は、倍率では低いのかもしれません。

ただ、やはり奨学金返還の助成制度がどれだけ充実しているかを就職を決めるに当たっての判断材料の一つになるという学生もいると聞いております。我が娘が、今、大学3年生ですので、生の声であります。そういう制度対象の拡充について、今ほど部長から前向きな答弁を頂いたと思っております。今後いろいろ御検討いただいて、かかるべきタイミングで拡充を検討して頂ければと思います。

次に、こども食堂への支援についてお伺いいたします。

国の総合経済対策の本文において、さらに重点支援地方交付金推奨事業メニューの中でも、こども食堂に対する支援が掲げられているにもかかわらず、追加提案された補正予算案にはこども食堂に対する支援が盛り込まれておりません。

新たに作成されたとやまこども・若者みらいプランでは、重点的に取り組む事項の一つとして居場所づくりの推進を掲げ、

目標指標として、こども食堂の箇所数を令和11年度までに現在の倍となる130か所を目指すとされています。

県の計画で、目標指標として掲げるのであれば、民間任せではなく県も積極的に支援すべきと考えます。物価高にあって、運営は大変厳しいという声が私にも届いております。

先般の一般質問での答弁では、こども食堂の運営状況が厳しいことは承知しております、今後関係者の意見を聞いて検討することでしたが、速やかな対応、支援が望まれます。

そこで、お伺いしますが、追加提案された補正予算案のこども関連施設に対する物価高騰対策緊急支援事業の対象にこども食堂を含めない理由について、川西こども家庭支援監にお伺いします。

川西こども家庭支援監　県内のこども食堂は開催頻度や規模が様々でございまして、県の子どもほっとサロンネットワークに加盟している87団体のうち、週1回以上開催しているのは8団体、残り9割以上が月1回から2回程度、または不定期の開催となっておりますが、こうしたこども食堂においても物価高騰による一定の負担増があると認識しております。

一方、国の物価高騰対策の交付金は限られておりますので、今般の補正予算案におきましては、まず毎日運営をしていて、食材や光熱費の負担が特に大きく早急な支援が必要な医療機関や高齢者施設をはじめ、子供関連施設におきましても、保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等に優先的に配分せざるを得なかつたものでございます。

本県では、関係者の努力もありまして、こども食堂に対する認知度は年々向上しております、寄附や物品提供の支援が広がってきており、令和6年度の寄附金は約740万円と前年度に比べますと約4倍に増加したところでございます。

県といたしましては、こうした動きをさらに拡大するため、

活動状況や寄附を募るPRに努めますとともに、こども食堂同士が運営の工夫を話し合う交流会の開催等を通じまして、こども食堂を地域で支えていく機運を高めていくことが重要であると考えております。

今後とも、安心できる居場所として継続できるよう、市町村や関係者との連携を進めていますとともに、引き続き運営者の声に耳を傾けながら必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

立村委員 今ほどの御説明で、確かにこども食堂については、開催頻度はばらばらであると。立ち上げ時の補助金では、月に2回、年に12回といった要件がある制度になっている。でも、実態として支援艦がおっしゃったように開催頻度はばらばらであると。ですから、今回の補正に関しては、いわゆる毎日営業しているところを優先されたといった御答弁だったかと思っております。

以前、本県におけるこども食堂の数が全国最下位レベルであったと認識しているのですけれども、最近の増加率や全国と比べた順位など、そういった状況について今お分かりでしたらお答えいただけますでしょうか。

奥野委員長 答弁できますか。

川西こども家庭支援監 手元に詳しい資料がございませんので、ちょっと答弁できかねます。すいません。

立村委員 後ほど、またお教えいただければと思います。

私も、地元でこども食堂をしている関係で、何度かその場に居合わせているのですけれども、やはりイメージ的には最初は貧困対策という側面もあったかと思いますけれども、今は本当に子供の居場所、そしていいなと思うのが異世代の方と交流されていることです。小さい子供から高齢者の方まで、今コロナ禍を経てようやく活発になってきて、子供からお年寄りまで、

触れ合う場というのはすばらしいなと思って、いつも本当に関係者の方に頭が下がる思いであります。

この経済好循環加速化パッケージには、このあと第3弾が控えていると聞いておりますので、そういったところでもこども食堂への支援について、また御検討いただければと思います。

次に、鳥獣対策、安全・安心な暮らしの確保について7点、まずは熊対策についてお伺いします。

12月4日午前2時半頃、私の地元である婦中町神保地区において、新聞配達中の御夫婦が熊に襲われ重傷を負われました。被害に遭われた御夫婦は、私もよく存じ上げている方で残念で無念でなりません。心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い回復をお祈りいたします。

このような事件が二度と起こらないよう、熊対策は喫緊の課題であります。市町村では、ハンターの方々に対するパトロール経費や捕獲報奨金などを助成されているところですが、市町村間で金額に差があるのはいかがなものかと思っております。

そこで、お伺いします。

市町村によって、パトロール経費や捕獲報奨金の考え方は異なるとは思いますが、同じ業務でありますことから、補助金を交付する側の県が金額を統一するよう市町村に働きかけてはどうかと考えますが、佐藤副知事にお伺いします。

佐藤副知事 熊出没対策への支援でございますが、パトロール経費につきましては、国の交付金を活用して国と県が一定額を支援した上で、市町村が独自にそれに上乗せをするという仕組みでありますて、市町村ごとで御指摘のとおり補助金額に幅があります。

また、支払いの単位も1日当たりとしているところがある一方で、1回当たりとしたところもあるといった違いが生じております。

また、捕獲報奨金につきましては国の交付金の対象外になつておりますので、これは県単独の補助でして、それにまた市町村が独自の支援をするという形になっておりますので、これも市町村によっては、市町村単位での報奨金の設定はないというところもあれば、1頭につき最大で5万円と幅があるという実態にはなっております。

今年の大量出没や過去最多の捕獲数といった状況を踏まえまして、一部の市町村では今年度パトロール経費を増額したり、また捕獲報奨金を今まで市町村では持っていないかったのを新たに創設するといった動きもございます。

また、来年度に向けてこれらの増額や緊急銃猟への参加に対しては新たな支援を検討するといった市町村もあると承知をしておりますが、それぞれ出没状況やハンターの状況なども違うということで、それぞれの状況に応じて対応されると承知をしております。

これらの金額などの統一に関しましては、やはり市町村によっては追加の財政負担が生じる可能性もありますので、基本的には各市町村の御判断に委ねるべきとは考えております。

一方で、先般国でクマ被害対策パッケージが出されておりますけれども、実はこの中では、国において自治体の支援水準について可能な限り平準化を図るよう都道府県に要請するという考え方方が明らかにされております。

こうしたことでも踏まえまして、今後、市町村の担当者会議などの場を活用して意見交換はしっかりとまいりたいと思います。

立村委員 続けて、クマ出没情報システムについてお伺いいたします。

追加提案された補正予算案の中に、クマ出没情報システムの整備に関する費用が盛り込まれたところであります。出没情報

をいち早く知らせるために、市町村職員が入力できるようにすることで、出没情報をリアルタイムで更新することは有意義なことではあります。

ただ、重要なのは出没情報が近隣住民にしっかりと伝わることであり、せっかくシステムを整備してもその情報が伝わらなければ意味がありません。

そこで、出没情報をプッシュ型で伝える方策を講じるべきと考えますが、続けて佐藤副知事の御所見をお伺いします。

佐藤副知事 県のホームページでは、ツキノワグマの出没情報を地図として提供する「クマっぷ」、これは平成25年度から運用しているところでございます。熊の目撃情報、痕跡場所などを地図上に表示をしておりまして、過去の年度の出没状況も含めて可視化できておりますので、これは多くの方に広く注意喚起を行うとともに、熊が多く出没している地域などの傾向を把握できるものとなっていると思っております。

今、御紹介いただきましたとおり、これは市町村からファックスなどで寄せられた情報を県の職員が入力するということでして、どうしてもタイムラグが生じてしまうということで、今回の追加提案させていただいた11月の補正予算で改修経費を計上させていただいておりまして、これからは市町村の職員がスマートフォンなどで、直接現場から情報を入力して地図にすぐ反映できる仕組みにしたいと思っておりまして、これはプッシュ型ということではないですけれども、情報の即時性の向上と入力作業の省力化は図れるものと思っております。

また、市町村では、熊の出没情報を公式LINEやメール配信などによって登録者へ即时に伝える仕組みが広く導入をされております。

また、私も利用しておりますが、県警察が提供している公式アプリの「とやまポリス」は最大3つ登録できる警察署区域に

おいて、熊の出没情報があればプッシュ通知で配信をする機能が備わっておりまして、今年はよくそのプッシュ通知が送られてくると思っておりますが、このように住民への迅速なプッシュ型の情報提供という意味では、市町村さんや警察署で行っていただいておりますので、住民にも浸透してきているのではないかと思います。

今後とも、熊の出没情報の提供に関わる県を含め各主体が連携して情報発信を行って、住民の皆様への注意喚起を強化して被害防止につなげてまいりたいと思います。

立村委員 とやまポリスで情報発信されていることは私も承知していました。今ほど、市町村によっても、やっていらっしゃるところと、やっていらっしゃらないところがあると思いますが、公式LINEを用いてやっておられるということあります。

それで十分だというお考えであれば、今、副知事もおっしゃいましたが、そういったことを各部局連携して県民の皆さんに広くお伝えする努力を引き続きいただきたいと思います。

県の公式LINEで、プッシュ型でお伝えすることとはできないものなのでしょうか。

佐藤副知事 県の公式LINEが、どの程度の機能を有しているのか正確に私も把握しておりませんが、市町村の段階でできているということですので、それとうまく連携するような方策がもあるのであれば、不可能ではないとは思いますが、担当部局とよく相談をしていきたいと思います。

立村委員 言っておきながらすいませんが、熊が出たからといって県の公式LINEで一回一回届くというのは想像しづらいと思いますが、お伺いしたところであります。

いずれにいたしましても、市街地において人身被害の件数が増えていることをやはり我々は深刻に受け止めて対策を講じて

いく必要があると思います。

専門家の方によれば、やはり市街地に出てきた熊というのは、ある程度はパニック状態になっていて攻撃性が強いということも言われておりますので、引き続き市街地に出てきた熊に関する危険性を踏まえて、さらなる検討、対策を御検討いただければと思います。

次に、熊対策としての樹木伐採についてお伺いいたします。

市街地に出没する熊は、山から河川敷などの茂みに身を隠しながら移動すると言われています。婦中町での事件現場も山田川支流の赤江川沿いでありました。実は、事件の数日前から近隣では目撃情報が相次いでおりました。

地元では、富山市山田地区や婦中町音川地区から山田川の河川敷を通って赤江川あるいは峠川の近辺に下りてきたのではないかと推測しております。

国が策定したクマ被害対策パッケージでは、河川の樹木伐採に関し、施工順序や箇所の工夫を行うこととされていることから、今ほど御紹介した赤江川をはじめ人身被害があった箇所を優先的に実施すべきと考えます。

また、河床から草木が繁茂し河川敷と識別がつきにくいところも熊の通り道になっていると思われることから、こうした箇所については河床のしゅんせつを併せて行うべきと考えます。

そこで、お伺いします。

国のクマ被害対策パッケージを踏まえた、河川の樹木伐採の実施場所の選定方法及び今後のスケジュールについて、金谷土木部長にお伺いいたします。

金谷土木部長　国のクマ被害対策パッケージを活用した熊緊急対策事業として、今般、追加提案した補正予算案では、河川における樹木伐採などによる経費を計上しております。

また、治水対策として、川の流れを阻害する樹木の伐採や土

砂の除去を行う、御紹介いただきました河道掘削の予算も計上しておりますので、堆積土砂に根を張る草木も除去されるものであります。

熊対策の効果も期待できることから、クマ緊急対策事業と組み合わせて取り組みたいと考えております。

実施場所につきましては、優先順位を考慮の上、具体的には熊による人身被害者数、あるいは出没件数、捕獲数、クマっぷで示されておりますけれども、そういうものが多い場所や市町村の意向も伺い選定してまいります。

クマ被害対策パッケージは、国の中新たな取組であります、県としてもその効果を十分發揮できるよう努めたいと考えております。補正予算成立後、樹木伐採は河川の流量や積雪の状況、漁業への影響などを勘案の上、熊の活動が活発となる春先までをめどに進めてまいります。

立村委員 とにかく、人身被害、これの発生を防止するためには熊をなるべく人がいるところ、平地に下りてこない、下りてさせないこと、その対策は、やはり河川の樹木伐採は大変有意義な取組であると思いますので、今ほど部長からお言葉をいただきましたが、速やかな実施をお願いしたいと思います。

次に、空き家対策についてお伺いします。

専門家によれば、市街地に出没した熊は空き家や倉庫などで越冬する可能性があるということです。中山間地域はもとより、県内全域で増加する空き家に対する対策の強化を求める声は大変多く届いております。

そこで、お伺いします。

空き家の解消に向けた対策の現状と課題、そして今後の取組について、続けて金谷部長にお伺いします。

金谷土木部長 適切に管理されず、一部が損傷した空き家が、野生動物を誘引する可能性があるのは御紹介のとおりでございま

す。

全体像の把握は、なかなか容易ではありませんが、倒壊のおそれがあるなど放置することが不適切な状態と市町村が認定した、いわゆる特定空家などは、令和7年3月末時点で県内に50件と報告されております。

県では、市町村が国庫補助を活用して、これらの空き家を代執行して除却する対応に補助金を上乗せしておりますけれども、今年度は5市町の6件の支援にとどまっているのが現状であります。

これは、代執行が個人の財産権を侵害する強力な行政処分であり、厳格な要件が求められているところでございまして、具体的には助言や指導から、次に勧告、そして命令の手続を行いまして、それぞれの段階で相応の履行期限を定め、期限までに履行されない場合、結果として代執行を行う旨戒告するものでありますし、県でももちろんですが、市町村の職員もマンパワーに限りがあるのが現状であります。

また、国や県の支援があるとはいえ、市町村の負担が一定程度あることなど、なかなか進まないのはそういう現状からと考えております。

昨年公表されました国の令和5年の住宅・土地統計調査では、県内の空き家は6万9,700戸と5年前の調査から9,700戸増えておりまして、空き家率は14.7%、全国平均の13.8%を上回りました。人口減少が進むにつれ、今後も増加が懸念される現状であります。

特定空家が増えないよう、県、市町村、関係団体が参加する官民連絡協議会の場におきまして、県内やほかの県の事例について情報提供をするほか、市町村が抱える様々な課題を伺いまして、助言に努め、必要に応じ国にも伝えてまいります。

立村委員 代執行の話がありましたが、私が聞いている話では、

そもそも今の管理している所有者まで行き当たらないケースも多々あるとのことで、空き家の問題は非常に複雑で、難しい問題だと承知しております。

ただ、今、部長からも御発言があったとおり、本格的な人口減少時代に入ってこの空き家問題については、今後、県や市町村にとって、いや應なく真剣に取り組まなければならない大きな課題になっていくものと思っております。

現在、改訂作業中の第2期の中山間地域総合戦略の素案を拝見しました。その中でも空き家の利活用の推進に係る事項について記載されております。

土木部だけでなく、地方創生局や他部局とも連携して、県全体で取り組んでいくべき大きな課題だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、ニホンザルの被害対策についてお伺いします。

ニホンザルは、農作物だけでなく人への威嚇や住宅敷地への侵入など、平穏な生活環境を脅かしています。悲痛な声を聞くのは、やはり農作物被害です。電気柵など、対策を講じても僅かな隙間から侵入するなど、被害の完全な防止は極めて困難という声を聞きます。

そこで、お伺いします。

ニホンザルによる農作物への被害の防止に向けて、今年度の鳥獣被害防止総合対策事業でのニホンザルに対する成果と今後の取組について、津田農林水産部長にお伺いします。

津田農林水産部長 まず、ニホンザルによる農作物被害の現状でございますが、これまで県東部の8市町で発生しており、年度ごとに増減はありますが、300万円前後で推移しておりました。昨年度は、6市町で発生し、405万円の被害となっております。

これまで、県ではニホンザルの対策として、放任果樹の処分などの集落環境管理、花火等を用いた地域ぐるみの追い払い、

電気柵等での侵入防止対策、群れ単位での捕獲対策などについて、市町村や地域と連携して実施してまいりました。

また、捕獲をより有効に実施するには、主に雌猿で構成されている加害群を多頭捕獲することが効果が高いとされておりますことから、今年度は新たに従来の対策に加えて、ＩＣＴを活用した効果的なニホンザル対策として、囲いわなを用いてスマートによる遠隔監視での群れ単位の捕獲やアプリ使用による追い払い・追い上げ体制づくり等の実証について、黒部市や地域と連携して取り組んでおります。

その結果、7月13日に11頭の猿を捕獲することができました。2回目を9月1日に試みましたが、敵もさる者でありまして、天井の網が食い破られて逃げられたということでありまして、課題も確認されたところであります。

この対策につきましては、今後も実証を続けながら効果や課題の検証を進め、研修会等において県内での横展開を図ることとしております。

引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、ニホンザル対策のさらなる強化を図ります。

立村委員 今ほど部長の話もありましたけど、本当に猿というのは賢く、何かやってもすぐ何か次の方法を考えなければいけないという展開になろうかと思いますが、ぜひ捕獲効果のある手法についてはどんどん横展開を進めていただいて、被害のある、今、県東部の8市町というお話をしたけれども、くまなく横展開を図っていただければと思います。

次にお伺いしますが、7月には富山市大山地区でニホンザルによる人身被害が発生したところであり、令和8年度の富山市の重点事業として県に要望がなされているところですが、ニホンザルの生活環境への被害の拡大を踏まえ、人里や住宅地において捕獲頭数の上限を設けない加害群の除去など捕獲対策を強

化すべきと考えますが、新田知事の御所見をお伺いします。

新田知事 富山県ニホンザル管理計画では、群れの生息状況・加害レベルや被害状況を把握した上で、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理、この3つを組み合わせて実施をすることにしています。

近年、ニホンザルによる生活環境への被害は、農業被害とは別に家庭菜園の野菜、果樹への食害や人への威嚇などが人家周辺で発生しております。その被害件数は令和2年度の69件から令和6年度には620件へと大幅に増加しております。加害レベルに応じた捕獲を行う必要があるということです。

例年、捕獲上限数については、有識者や市町の担当者で構成される会議で協議をして、その年度の群れごとに決定をしています。本年度は、近年の被害拡大などを踏まえて、県全体の上限数を前年度の352頭から571頭まで大幅に増やしました。

この結果、本年度の捕獲数は、11月末時点で昨年度の278頭を既に上回る400頭になっています。仮に、捕獲数がこの上限数に達してもなお生活被害等のおそれが見込まれる場合には、市町から相談があれば追加の捕獲許可に積極的に対応する方針でいます。

加害群の除去では、短期間に群れを除去できないと、群れの分裂を招き個体数が逆に増えるおそれがあること、それから電気柵等の侵入防止対策や放任果樹の処分等が徹底されていないと、加害群を除去しても隣接エリアの群れが流入してくるおそれがあるということです。

黒部市で多頭捕獲の実証を実施していますが、この内容なども踏まえた上で、各市町と今後検討したいと考えます。

引き続き、捕獲の主体である市町と連携し、今回の上限数見直しによる捕獲実績の検証、それから捕獲方法の工夫や捕獲技術の向上などにより、ニホンザル捕獲対策のさらなる強化を図

ってまいりたいと考えます。

立村委員 引き続き、関係市町村、そして地域住民の方々の意見も吸い上げていただいて、ニホンザルによる被害の軽減に努めていただければと思います。

次に、2巡目の砂防基礎調査についてお伺いします。

土砂災害警戒区域等を指定する際の前提となるのが砂防基礎調査ですが、全国的に、令和元年度末までに一通り基礎調査が実施され、令和3年度末までに警戒区域の指定をおおむね完了したことあります。

しかし、その調査の際、地形図判読の結果、土砂災害が発生するおそれがある箇所として抽出されなかったことから、警戒区域に指定されなかった箇所において、土砂災害が発生する事案が生じています。令和元年の西日本豪雨、同年の東日本台風の際、警戒区域外の地域で土砂災害が発生しました。

こうした状況を踏まえ、国土交通省は土砂災害に関する指針を改定し、高精度な地形図を基にリスクの高い地域を改めて洗い出すよう各都道府県に要請したところ、現在全ての都道府県において、航空レーザー測量などによる高精度な地形図を用いた危険箇所の抽出作業を行っているところであります。いわば2巡目の調査であります。

この後、警戒区域の指定へと手続が進むわけではありますけれども、その前に現地調査などが必要であることから、正式な指定までには数年かかると聞いております。

そこで、他県では正式な指定の前であっても、新たに判明した危険箇所について事前公表するところが出てきており、報道によれば、20府県において事前公表済み、あるいは公表予定とのことであります。

本県は、いまだ事前公表を行っておりませんが、全国的に自然災害が激甚化する現状を踏まえ、住民の命を守るため、新た

に判明した危険箇所については土砂災害警戒区域の指定前であっても、順次、事前に公表すべきであると考えます。

そこで、お伺いします。

2巡目の砂防基礎調査における砂防基盤図作成の進捗状況及び新たに判明した危険箇所の事前公表の検討状況について、金谷部長にお伺いいたします。

金谷土木部長 御紹介いただきました2巡目の調査でございますが、全国的に指定区域の外で土砂災害が見られたこと、そして本県でも高精度で測量した地形情報、これは1平米当たり1点以上の膨大な点群のデータから成るものであります。それぞれの点に標高と、それから座標位置があります3次元の電子地図、これが整ったことから、この情報を活用して改めて土砂災害警戒区域などを指定する取組を本県でも進めているところであります。現在指定済み、これまで指定済みであります4,886区域に加え、候補となります危険箇所約1,900か所をまず抽出したところでございます。

指定までの手順は、抽出したこれらの箇所について、3次元の電子地図である砂防基盤図を作成し、そして危険箇所を確定する基礎調査を実施する手順となります。

現在、砂防基盤図作成の進捗状況は約3割となっており、基盤図の作成を終えた箇所から順次基礎調査を行いまして、区域指定をしてまいりますが、指定完了までには相応の年数を要する見込みであります。

このため、県では土砂災害に対するリスク情報の周知が遅れないよう、改めて新たに判明した危険箇所の事前公表に向けて、去る10月に県内市町村に対し事前公表の必要性などについて説明会を行いました。出された意見や課題等の対応を検討している現状でございます。

これらの調整を行った後、今年度末までを目指して、新たに

抽出した危険箇所の位置や範囲の情報を提供できるよう進めてまいります。

あわせて、新たな土砂災害警戒区域などを早期に指定できるよう努めてまいりたいと考えております。

立村委員 確認ですけど、今ほどの部長の説明で、今年度末までに新たに判明した危険箇所というものを公表されるという御答弁でよろしかったでしょうか。

金谷土木部長 目指しておりますのは、危険箇所1,900か所の抽出を終えておりますので、その位置や範囲の情報を提供できるように進めてまいりたいと考えております。

立村委員 先日の青森県沖の地震の後、気象庁は後発地震注意情報 初めて発表され、先ほど川上委員からも発言がありましたけれども、人々に不安を与える懸念やリスクよりも危険が予想される以上、やはり大事なのは人命ですので、公表して備えを促すことを優先した結果であろうかと思いますけれども、今回のこういった新たに判明した危険区域の事前公表に関しても同じだと思っております。

やはり、人命第一ですので、ぜひ新たに分かった情報については、不確定かもしれませんのがなるべく事前公表される、それを早期にされるようにお願いしたいと思います。

次に、未来の県立学校の姿について4点、まずは高校再編についてお伺いします。

実施方針の素案では、最終的な令和20年度の県立高校の数を県東部と県西部といった区分けで示していますが、これでは具体的なイメージが湧きません。

今般の再編は、まず令和20年度に目指す姿というものが前提としてあって、そこからバックキャスティングで考えた上で第1期、第2期、第3期の再編を行うものです。

そうであれば、実際に対象校の高校名が明らかになる第1期

再編時には、最終的な令和20年度に目指す姿なるものを県民の方々にもイメージが湧くように、具体的に示すべきではないでしょうか。

そこで、お伺いします。

先日の我が会派の奥野議員による代表質問の答弁で、知事は第1期設置方針の検討と並行し、大規模校の設置場所に加え、令和20年度の目指す姿について、地域ごとの学校の配置数など全体像をより分かりやすくするよう努めるとおっしゃいましたが、地域ごととはどの程度の範囲を想定されているのでしょうか、新田知事にお伺いいたします。

新田知事 新時代とやまハイスクール構想実施方針（素案）をまとめて以降、自民党議員会のPTの御提言、また県議会での議論、意見交換会、パブリックコメントなどを通じていただいた意見を踏まえて、必要な修正を加えた上で来月中に実施方針を取りまとめたいと考えています。

その後ですが、令和20年度までに目指す姿の実現に向けて、バックキャスティングの手法により3期に分けて段階的に再編を進めています。

まずは、令和11年度の設置を目指し第1期校について具体的な検討を行うことになりますが、12月2日の代表質問でお答えしたとおり、この第1期設置方針の検討と並行して、大規模校の設置場所に加えて、令和20年度までに目指す姿について地域ごとの学校の配置数など、全体像をより分かりやすく示せるように努めたいと考えています。

この、学校の配置数などを示す地域の範囲ですが、今後の検討事項と今日はお答えをします。

委員御指摘のとおり、現在は県東部と西部の2区分为配置数を示しているところですが、各地域における中学校卒業予定者数の今後の推移や生徒の通学等の要素も考慮し、例えばもう少

シェリアを分割した形で示すことができないか実施方針を取りまとめ後に、構想検討会議でこの件についての議論を進めていきたいと考えています。

立村委員　これは、私の個人的な感覚ですが、今ある34校が20校程度になる、つまり約4割の高校がなくなるわけです。その割には、県民の方々の反響は何か静かだというのが率直な心境であります。

それは、思うにやはり具体的な高校名が、まだ、一切出てきていません。だから、皆さんあまりまだ実感がないのではないか。

しかし、このまま進むと第1期再編時によく初めて具体的な高校名が幾つか出てくるわけであります。そのときに、やはりいろいろな意見が上がると思います。

特に、再編対象となった高校については、いろいろな不満の声が上がるでしょう。どうして我が校だけがという声が出て、最終形は具体的にどうなるのといった意見も声が大きくなるのだろうと思っております。

ですから、今ほど知事からも御答弁がありましたが、可能な限り具体的に、最終形の目指す姿を示していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次にお伺いしますが、再編後の農業科の教育内容については、スマート農業普及センターを活用あるいは連携を図るべきと考えますが、廣島教育長の御所見をお伺いします。

廣島教育長　農業科では、高い職業意識や最先端の知識、技能を有し、地域社会の持続的な発展を担います職業人材の育成をすることが求められております。

このため、ICTやAIなどの先端技術を活用した次世代農業について生徒が学びますため、先進的な農業形態や外部機関での視察や研修などを実施することも必要となります。

県では、令和4年3月に富山県スマート農業推進方針を策定

し、スマート農業機械の実証性検証や導入支援などによりまして、スマート農業の普及を図りますとともに、スマート農業普及センターにおける研修などを通して、デジタル技術を活用できる人材の育成に努めております。

これを受け、現在農業科では、令和4年度から、スマート農業普及センターで開催されておりますスマート農業研修などについて、希望生徒が参加し、シミュレーターによるドローンの操作や小型ドローンの操作、操縦などで最新の農業機械に触れ、スマート農業への理解を深めますとともに、データ活用の有効性を学んでおります。

今後、人口減少社会におきまして、人材の育成確保の重要性が増す中で、農業分野でもアドバンスト・エッセンシャルワーカーの創出が必要になってまいります。

新時代とやまハイスクール構想の実施方針（素案）では、農業科の今後の方向性として、安定的な食料生産などに対応できる人材を育成するため、AIやI.O.Tの利活用、スマート農業の導入などにより、新時代に適応した農業実習を行うこととしております。

こうした観点からも、今後も引き続き農林水産部などと連携し、農業科におけるスマート農業普及センターを活用したスマート農業人材育成の在り方について、引き続き検討を進めてまいります。

立村委員 これから就農する若い高校生にとって、やはりスマート農業に必要なICT技術の習得というのは不可欠になると思います。また、そういった最新技術に触れることで就農に対する意欲というのがまた湧いてくるものではないかなと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、夜間中学校についてお伺いします。

夜間中学校の設置場所は、県立雄峰高等学校内とのことで、

補正予算案に夜間中学校の職員室等を整備するための改修工事に係る実施設計費用として、210万円が計上されております。

感覚的に、この金額であれば大規模な修繕はないのだろうなとは推測しますが、夜間中学校の定員や教職員数を踏まえ、教室や会議室、職員室などはどのように整備し、または既存施設を活用することになるのか、続きまして教育長にお伺いいたします。

廣島教育長 県立雄峰高校内に設置予定の夜間に授業を行う県立中学校、いわゆる夜間中学校ですが、この施設整備については、既存施設の活用を念頭に置いて検討を進めてまいりました。

現在策定中の夜間中学設置基本方針案におきましては、夜間中学の定員は各学年30名以内、3学年合わせて3クラス90名程度としておりますことから、教職員の数は3学級規模の中学校の基礎定数を踏まえ、配置することになると見込んでおります。

参考までに、他県の同規模の夜間中学では、非常勤講師等も含めますと16人前後が配置されているという実績がございます。

雄峰高校の現在の教室等の使用状況を踏まえますと、夜間中学の授業で使用する普通教室や体育館、特別教室や会議室などは、高校と共に用で対応することが可能と考えております。

この11月補正で計上しております実施設計費につきましては、高校との共用が難しい職員室や教材等の保管スペース、これを整備するためのものとしているところでございます。

雄峰高校に在籍される生徒や教職員への配慮に加えまして、新たに設置する夜間中学の生徒にとっても、よりよい学習環境となるよう整備に努めてまいります。

立村委員 既存施設を有効活用して、どうしても既存施設では足りないところを、今回整備されるということで、その方針に関しては全く異論はありません。

共用で可能なものを使うということありますけれども、一

方で、夜間中学設置検討協議会での協議の中で、雄峰高校の夜間課程に通う高校生と夜間中学生が同じ時間帯に施設を利用するに対する懸念の声もあったと聞いております。

確かに、夜間中学生は夜間中学生で利用する施設を仮に占用できるとすれば、それはやはりベストだろうと思います。

ただ、雄峰高校の敷地は、県道、市道に挟まれておりますし、道路を隔てた土地には民家が並んでおりますので、増設等のための敷地を拡張することは物理的には困難だと推測いたします。

そこで、例えば、雄峰高校内にある県民カレッジ富山地区センターを移設して、それにより空くことになる学習室等を夜間中学生用に専用的に使用することは考えられないのでしょうか。

富山地区センターとカレッジ本部——本部は教育文化会館にあることから極めて近接しております。人口減少時代にあって、これから将来の県有施設の統合等の話も出てくるものと思います。

この機会に、移転、統合を検討してはどうかなと考えるものであります。夜間中学校の生徒の学習環境をより豊かなものとするために、現在雄峰高校内にある県民カレッジ富山地区センターを移設、あるいはカレッジ本部に統合することも考えられますが、そういう点について、教育長の御所見をお聞かせください。

廣島教育長 雄峰高校に併設されております富山県民生涯学習カレッジ富山地区センターは、平成10年度前半の県立高校再編に係る検討の中で、高校生と社会人が共に学ぶことができる新しいタイプの生涯学習校として、新川、砺波、高岡の3地区センターに続いて設置された経緯がございます。

この各地区センターは、現在いずれもそれぞれの地区の定時制高校に併設されているという状況です。こうしたことから、県民カレッジ地区センターでは、それぞれ併設の定時制高校の

授業の一部を社会人が共に学べる共学講座として開講しております。

高校の授業を高校生と共に学ぶという趣旨から、高校の同じ教室内で受講できることが望ましく、一緒に授業を受ける高校生の学習意欲の向上にもよい影響を与えていいると考えております。

また、他の講座の収容人員の面で見ますと、例えばカレッジ本部がある教育文化会館、定員が60名の学習室が最大でございます。富山地区センターで開講しています一部の講座は受講希望者を全て収容しきれないという状況もございます。

県教育委員会としては、こうした富山地区センターが担っている役割などを踏まえますと、現時点では移設、もしくは本部と統合することは難しいところがあると考えております。

夜間中学が、県民カレッジ富山地区センターや雄峰高校と建物を同じくするということになった場合、それぞれの教育活動に相乗効果のある取組ができるのかなど、前向きな取組を今後も工夫していきたいと考えているところでございます。

立村委員 分かりました。よろしくお願いします。終わります。

奥野委員長 立村委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時に開会いたします。

午前11時59分休憩